

## 第 1 号議案

令和 4 年度事業計画

## 事業方針

平成 25 年度の公益社団法人への移行から 10 年目を迎える本年度は、これまで同様、公益法人としての使命を果たすべく、全国の食品衛生協会と連携を図り、各種公益事業をはじめ収益等事業にも力を注ぎ、さらなる事業展開を進めてまいります。

令和 4 年度の主な事業は次のとおりです。

- (1) HACCP に沿った衛生管理の普及について
  - 1) 食品衛生指導員活動による普及推進
  - 2) HACCP に沿った衛生管理の指導・助言
  - 3) HACCP を指導できる人材の育成
- (2) 「食の安心・安全・五つ星事業」の推進（食協ブランド事業、消費者への情報提供）
- (3) 食品衛生指導員全国研修会（次世代のリーダーを担う人材育成事業）
- (4) 「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業（普及啓発活動）
- (5) 手洗いマイスター制度の推進（手洗いマイスターの活動推進）
- (6) 「あんしんフード君」、「食品営業賠償共済」の推進（消費者保護、経営の安定）

## I 組織等に関する事項

### 1. 会議等の開催について

令和 4 年度主要会議等の日程は以下のとおりとします。

5月20日(金)	理事会[決算](日食協)	会場：食品衛生センター
	※日食共組は書面理事会にて実施	
6月10日(金)	東海北陸ブロック大会(開催地：愛知県)	
6月17日(金)	定時総会(日食協)、通常総代会(日食共組)	会場：食品衛生センター
6月29日(水)	近畿ブロック大会(開催地：和歌山県)	
7月 7日(木)	北海道・東北ブロック大会(開催地：札幌市)	
7月 7日(木)	九州ブロック大会(開催地：福岡県)	
7月15日(金)	関東甲信越ブロック大会(開催地：埼玉県)	
7月15日(金)	中・四国ブロック大会(開催地：徳島県)	
8月 1日(月)	第47回食品衛生懇話会	
9月上旬	表彰中央審査会	
9月上旬	食品衛生指導員全国研修会(開催地：未定)	
9月～12月	「あんしんフード君」制度説明会(開催地：未定)	
9月下旬	食品衛生指導員全国研修会(開催地：未定)	
10月17日(月)	食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式	会場：明治座
10月18日(火)	全国支部長会議	会場：食品衛生センター
	食品衛生指導員全国大会	会場：ニッショーホール
11月中旬	食品衛生協会検査機関連絡協議会総会	会場：未定
1月18日(水)	新春賀詞交歓会	会場：明治記念館
2月～3月	各委員会	会場：食品衛生センター
3月	理事会[予算]	会場：食品衛生センター

## 2. 支部・特別会員等との連携について

全国の食品衛生協会ならびに特別会員等との連携を図るため、次の事業を実施します。

- ・支部総会や食品衛生大会への出席、講師派遣等
- ・ブロック大会の開催（別紙-4、P.37）、ブロック連絡協議会の支援、支部長会議および支部長懇談会の開催
- ・ブロック大会およびブロック連絡協議会等のプログラムと開催時期の検討
- ・食品衛生情報の提供、日食協ニュースの発行
- ・賀詞交歓会の開催
- ・災害の支援

## 3. 支部・支所組織の再編、改革に関する会議開催に対する助成金について

令和4年1月14日付「貴支部管内の支所の運営等に関するアンケートについて【協力依頼】」事務連絡文書により、支部にアンケート調査を行ったところ、支部・支所組織の再編、改革に関する会議を開催している（6支部）、または、今後、準備・検討している支部（7支部）の報告を受けました。

今年度、支部・支所組織の再編、改革等のあり方に関する会議を開催する場合には、会議費として助成金を支給することとします。

実施要領等は、別途作成することとし、助成額は1支部10万円／年額程度とします。

## II 公益目的事業

### 1. HACCPに沿った衛生管理の普及について

改正食品衛生法に基づき HACCP の制度化が令和3年6月に完全実施とされたことから、引き続き HACCP 関連事業として以下の事業を推進します。

#### (1) 食品衛生指導員活動による HACCP の普及推進

##### 1) 食品衛生指導員による普及啓発

令和4年度の食品衛生指導員重点指導目標を「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」とし、巡回指導等を通じて食品等事業者に振り返り等により形骸化を抑制し、より一層の HACCP の定着を促進します。

また、各支部での実施状況を踏まえて柔軟に巡回指導を行うことにより HACCP の普及を推進します。

##### 2) 「食の安心・安全・五つ星事業」の推進

HACCP 型の普及拡大、従来型からの移行を図り、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を幅広く普及します。

## (2) HACCP に沿った衛生管理の指導・助言の実施

HACCP 普及指導員等を活用した食品製造施設への HACCP に沿った衛生管理の指導・助言の実施をいたします。

## (3) HACCP 人材育成事業

国内での HACCP の運用および輸出促進に向けた食品事業者における HACCP の運用・維持のための人材育成事業、HACCP 指導者養成研修事業等の実施をいたします。

## (4) HACCP 関連図書の発刊

HACCP 制度化の完全施行を受け、研修用教材を含め関連図書の発刊を通じ普及を図ります。

## 2. 自主衛生管理体制の推進について

### (1) 食品衛生指導員活動

[令和4年度の重点指導目標]

○HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り

#### 1) 食品衛生指導員による巡回指導の実施

- ・食品衛生指導員特別補助金（34,160 千円）の交付
- ・食品衛生指導員指導資料等の作成・配付
- ・食品衛生指導員手帳、食品衛生指導員証等の発行
- ・食品衛生指導員活動優秀支部・支所の調査、選考

#### 2) 手洗いマイスターの活動

- ・支部が開催する手洗い講習会資料等の作成・配付
- ・手洗いマイスター活動支援助成金の交付

#### 3) 食品衛生指導員全国研修会の実施

- ・HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の適切な助言、食の安心・安全・五つ星の判定等食品衛生指導員としての技術の研鑽

#### 4) 食品衛生指導活動中の事故に対する見舞金給付

- ・交通災害、天災、熱射病等の災害事故

#### 5) その他（出版物等の発行・販売）

- ・月刊「食と健康」の月間普及目標部数（食品衛生指導員委嘱者数）の設定（別紙-5、P. 38）
- ・「食と健康（定期購読）」普及推進費の償還
- ・「食品衛生指導員ハンドブック 第2版」の発行

## (2) 食の安心・安全・五つ星事業

- 1) 推進のための会議等への参加
- 2) 希望支部への指導員向けの五つ星（HACCP型）講習会の開催
- 3) 推進費の助成

## (3) 顕彰活動および体験発表

- 1) 食品衛生指導員理事長表彰 推薦基準の改正について

食品衛生指導員理事長表彰の基準が実態に即していないことなどから、推薦者数が推薦枠に及ばない状況が続いている。このため、これまでの食品衛生指導員の方々の功績や、今後の HACCP の普及等の指導員活動へのご尽力に報いるために、推薦基準を次のとおり改正し、令和4年度から実施します。（令和2年3月第3回理事会にて承認済。）

要件	改定	現行
従事年数	5年以上	10年以上
巡回施設数等	20施設以上	40施設以上
その他	支部長推薦	支部長推薦

- 2) 食品衛生全国大会の開催

- ・表彰の会（厚生労働大臣表彰、会長表彰）
- ・食品衛生指導員全国大会（理事長表彰、体験発表、食品衛生指導員活動表彰等）

- 3) ブロック大会の開催

- ・厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰、食品衛生指導員体験発表

- 4) その他

- ・退任される支部・支所役職員、食品衛生指導員への感謝状および支部創立記念における感謝状の贈呈

## 3. 食品衛生知識向上のための普及啓発

食品衛生に関する知識向上を図るための普及啓発事業を通して、公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与するため、次の事業を実施します。

### (1) 指導・助言事業

- 1) 食品施設の監査、指導等
- 2) HACCP 手引書を活用した衛生管理の導入・運用、学習教材等の作成
- 3) 専門家の講師派遣等
- 4) 電話相談、WEB 相談の受付
- 5) その他

## (2) 啓発事業

### 1) 食品衛生知識向上のための講習会の開催および支部との共催

- ・ HACCP 関連講習会
- ・ 食品衛生懇話会、食品衛生特別講演会
- ・ その他の講習会

### 2) その他

- ・ 関連する出版物等（ポスター、リーフレット、食品衛生教育シリーズ、DVD 等）の発行・販売

## (3) 食品衛生月間事業

- ・ ポスター、啓発用品、衛生用品等の頒布

## (4) ノロウイルス食中毒予防強化期間事業

- ・ 厚生労働省、文部科学省、農林水産省、消費者庁等と連携した事業の実施（11～1月）
- ・ ノロウイルス食中毒の予防と対策に係る講習会の開催
- ・ ノロウイルス食中毒予防に関する資料の作成
- ・ 支部実施事業への助成制度の実施（別紙-6、P.39）
- ・ ポスター、リーフレット、衛生用品等の頒布

## (5) 情報提供事業

- ・ ホームページでの普及啓発コンテンツの制作および掲載
- ・ メールマガジンの配信

## 4. 飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業

食中毒等食品事故の発生を防止する事業を通して、公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与するため、HACCP に係る人材育成をはじめ、次の事業を実施します。

### (1) 人材育成事業

#### 1) 食品衛生法等に基づく資格取得講習会の開催

- ・ 食品衛生管理者および食鳥処理衛生管理者の登録講習会について必要に応じて開催

#### 2) 食品衛生法等に基づく資格取得講習会の支援

- ・ 食品衛生責任者養成講習会や食品衛生責任者実務講習会の支援
  - e ラーニングによる食品衛生責任者養成講習会実施のためのシステム運用の利便性の向上や、コンテンツの作成・更新をおこない、実施を希望する支部に対して緊密な連携を図り支援を行います。
- ・ 『新訂 食品衛生責任者ハンドブック 第2版』の普及

### 3) HACCP 人材育成事業の実施

- ・飲食店等事業者に対して「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の実践と定着
- ・小規模製造事業者に対して「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の実践と定着
- ・輸出促進に向けた HACCP 導入に関する研修の開催
- ・HACCP に沿った衛生管理のための妥当性確認・検証に関わる研修会の開催
- ・HACCP に沿った衛生管理を行う事業者へ、統一的な指導・助言ができる人材を育成するための指導者養成講習会の開催
- ・食品衛生に関する基礎講座として、e ラーニング講座の充実

### 4) HACCP 普及指導員資格付与事業の実施

### 5) 検査技術向上のための講習会の開催

### 6) 食品衛生に関する国際協力

### 7) その他

- ・関連する出版物の発行・販売

## (2) 食品検査・調査・研究事業

### 1) 食品等の安全性確保のための検査の実施

- ・食品衛生法、医薬品医療機器等法、栄養改善法に基づく検査等の実施
- ・食品衛生協会検査機関連絡協議会の運営
- ・くるみの義務化に向けた検証及び検査法の開発業務
- ・食品衛生法改正事項実態把握等事業

### 2) 食品等の安全性確保に関する調査および研究

- ・一般社団法人食品衛生登録検査機関協会等を通じての食品等安全確保のための試験法に関する調査および研究
- ・コーデックス規格の調査等

### 3) その他

- ・月刊「食品衛生研究」および諸刊行の発行・販売

## (3) 輸出食品に関する支援事業

- ・能力向上支援

## (4) 災害支援事業

### Ⅲ 収益等事業

#### 1. 会員のための保険業（認可特定保険業）

令和4年度より「あんしんフード君」を中心とした普及を図っていくため、以下の事業展開により推進を強化してまいります。

なお、「食品営業賠償共済」は昭和47年より会員である食品等事業者が提供する飲食物を介して発生する食品事故にかかわる賠償責任を補償する制度として運営してまいりました。時代の変遷により食品等事業者の抱える賠償リスクは食中毒等の生産物リスクから従業員の過失や施設に起因する施設賠償リスクに移り変わり、その他、食品製造業における不良完成品損害、リコール等、「食品営業賠償共済」では補償できない範囲の広がりを見せていることを鑑み、令和7年度末をめどに「食品営業賠償共済」レギュラー、ワイドコースの取り扱いを終了することを検討してまいります。

#### (1) 「あんしんフード君」「食品営業賠償共済」の推進について

##### 1) 「あんしんフード君」目標件数の設定（別紙-7、P.40）

「あんしんフード君」の年間目標件数を2事業年度前「食品営業賠償共済」加入実績とする。

##### 2) 推進方策

- ・「あんしんフード君」推進強化期間の設定
- ・「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業に合わせた共済事業の推進
- ・業種別組合等団体加入者に対する取組
- ・食品製造業等業種別加入推進の取組
- ・「あんしんフード君」と「食の安心・安全・五つ星事業」の連携
- ・推進用募集ツールの作成・配布
- ・加入促進用品の作成・配布

##### 3) 各種交付金の交付

#### ① 「あんしんフード君」目標件数達成に向けた報奨金の交付

##### 【報奨金①】

○推進目標に対する達成率に応じ報奨金を交付する。ただし、前年度実績を下回った支部は交付対象としない。

達成率	報奨金額
80%以上	30万円
70%以上 80%未満	20万円
60%以上 70%未満	15万円
50%以上 60%未満	10万円



## 【報奨金②】

○令和4年度「あんしんフード君」増加件数100件につき5万円を交付する。

### ②「あんしんフード君」推進強化期間の設定

他の期間に比べ「あんしんフード君」加入割合が30%~40%台前半で、切替率の低い6月から9月を強化期間と位置付け、「あんしんフード君」の推進を加速させ、将来的な「あんしんフード君」制度統一化に向けた取り組みを図りたいと考えます。

#### i) 推進強化期間：

6月~9月計上分（5月20日~9月5日受付分）

#### ii) 推進強化期間加入促進費

①「あんしんフード君」新規加入件数×1,000円

② 共済掛金増加金額×10%

### ③その他令和4年度の事務費および各種交付金一覧

区 分	交付内容
支部・支所事務費（内税）	「あんしんフード君」：掛金の23% 「食品営業賠償共済」：掛金の22% 「休業補償特約」：掛金の22% 「傷害補償特約」：掛金の10% 「現金盗難等補償特約」：掛金の10% 「旅館宿泊者賠償特約」：掛金の10%
推進対策費	前年度加入件数に対し、1件あたり100円
食品安全対策補助費	交付額算出表に基づき、交付（別紙-8、P.41）
「あんしんフード君」推進目標報奨金（再掲）	・達成率に応じ交付 ・増加件数100件につき50,000円
「あんしんフード君」推進強化期間加入促進費（再掲）	・新規件数1件あたり1,000円 ・共済掛金増加金額×10%
「スーパーあんしんフード君」加入促進費	「スーパーあんしんフード君」加入件数に対し、1件あたり1,000円

#### 4) 食品安全対策補助費の算出基準の変更

食品安全対策補助費については、令和4年度より2事業年度前を基準として各支部における共済加入率及び共済金給付率を勘案した新たな基準で算出いたします。

○令和4年度以降における「食品安全対策補助費」算出基準について

① 全体交付額：30,000,000万円

※全体交付額は、基準掛金額（共済掛金額から支部支所事務費を控除した額）の

増減により変更する場合があります。

② 算出基準

交付年度の2事業年度前を基準として各支部における過去5年間の共済加入率及び共済金給付率を勘案し算出する。

5) 各種表彰制度の実施

- ・「あんしんフード君推進優秀支所表彰」
- ・「食品営業賠償共済制度発足50周年記念感謝状」

6) 推進強化のための会議開催

「あんしんフード君」推進のために支部が開催する推進会議に対し、会議費補助として1開催当たり30,000円を年3回まで補助します。ただし、日食協職員が出席（WEB参加を含む）した場合に限ります。

7) 受付処理システムの新構築について

8) 特別支援支部の選定について（別紙-9、P.42～43）

9) 普及推進員制度の見直しについて

10) 「あんしんフード君」「食品営業賠償共済」加入者還元用品の送付

(2) 「あんしんフード君」制度改定について

令和4年4月1日より、主に食品製造業者に対する「あんしんフード君」の推進強化を図るため、「リコール費用補償」「不良完成品損害補償」の支払限度額の引き上げを柱とした制度改定を実施します。

なお、本制度改定による共済掛金の改定（引き上げ）は行いません。

【制度改定内容一覧】

- ・開始時期：令和4年4月1日開始分の加入者より順次適用
- ・共済掛金：現行と変わらず
- ・改定される補償内容：下表のとおり

項目	改定後	現行制度
リコール費用補償	(支払限度額の引き上げ) 1事故・共済期間中： <u>5,000万円</u>	1事故・共済期間中：3,000万円
不良完成品損害補償	(支払限度額の引き上げ) 1事故・共済期間中 <u>1億円</u> ×加入口数	1事故・共済期間中 1,000万円×加入口数

	<p>(補償範囲の拡大)</p> <p>右記、免責規定を撤廃し、<u>間接損害を含めて補償対象とする。</u></p>	<p>直接の復旧費用に限り、補償対象。<u>その財物の使用不能に起因する損害賠償金については支払い対象外(免責)。</u></p>
	<p>&lt;支払い事例&gt;</p> <p>◇製館会社(加入者)が納入した餡が痛んでいたために、和菓子会社(納品先)が製造した饅頭がいたみ、再作成費用が生じた。 ⇒現行制度も補償対象(不良完成品損害)</p> <p>◇上記の饅頭が販売され、食中毒が発生した。 ⇒現行制度も補償対象(生産物賠償)</p> <p>◇<u>和菓子会社で該当の饅頭が販売できなかったことにより、営業損失が発生し、賠償請求を受けた。</u> ⇒<u>制度改定により補償対象とする。</u></p> <p>(現行制度では、間接損害のため補償対象外)</p>	
旅館宿泊者賠償特約	<p>(免責金額変更)</p> <p>免責金額：<u>なし</u></p>	免責金額：3,000円

## 2. 所有する不動産の管理運営に関する事業

- ・食品衛生センター(東京都渋谷区)および食品衛生研究所(東京都町田市)の管理運営

## 3. その他の事業

- ・食品衛生関連頒布品の販売
- ・食協生命共済保険の実施
- ・全国食品衛生主管課長連絡協議会の支援
- ・公益目的以外の出版物の発行・販売
- ・災害に伴う支援
- ・事務支援 他